総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額	課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）
課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項

に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項の次に次のように加える。

第二百五十八条第四項第一号イ	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

第二十六条の二十六第十一項の表第二百六十一条第一号の項中「先物取引に係る雑所得等の金額」を「租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」に改め、「（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」を削り、同表第二百六十二条第二項及び第三項の項中「第二百六十二条第二項及び第三項」を「第二百六十二条第三項及び第四項」に改める。

第二十六条の二十七第一項中「第三百十九条の十二」を「第三百十九条の十三」に改める。

第二十六条の二十八の二第一項第二号イ(2)及び第三号イ(2)中「の数」の下に「（当該各事業年度のうち当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数」を、「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　実績判定期間　当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。

二　事業年度　法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。

三　判定基準寄附者　当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この号において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

四　特定学校等　次に掲げる施設をいう。

イ　所得税法施行令第二百十七条第四号に規定する学校、専修学校及び各種学校

ロ　児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ　児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

五　定員等　収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるものをいう。

第二十六条の二十八の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第一号イ(2)、第二号イ(2)、第三号イ(2)又は第四号イ(2)の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十六条の二十八の三第八項中「平成二十六年四月一日」の下に「とし、同項第四号に定める特定新規株式にあつては国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日とする。」を加え、同条第九項中「又は」を「、又は」に改める。

第二十六条の二十八の六の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第二十六条の二十八の七　法第四十一条の十九の五第一項に規定する政令で定める金額は、所得税法第九十五条第一項に規定する国外源泉所得に係る同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額の計算上、同法第九十五条第四項第一号に規定する内部取引に係る同法第三十三条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用の額に相当するもの、同法第三十四条第二項に規定する支出した金額に相当するもの、同法第三十七条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの又は同法第三十八条に規定する資産の取得費に相当するものとする。

2　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の十九の五第四項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

3　第二十五条の十八の三第六項、第七項、第九項及び第十項並びに第二十五条の十八の四の規定は、居住者の法第四十一条の十九の五第一項に規定する事業場等と同項に規定する国外事業所等との間の同項に規定する内部取引につき、同条第十項において法第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで並びに法第四十条の三の四の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十五条の十八の三第七項中「同条第二項第一号ニ」とあるのは「法第四十一条の十九の五第二項の規定により法第四十条の三の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号ニ」と、同条第十項中「同条第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の五第一項」と、第二十五条の十八の四第四項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法」と読み替えるものとする。

第二十六条の三十一第十六項中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第二十六条の三十一の見出し中「恒久的施設を有しない」を削り、同条第一項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者（以下この条において「国内に恒久的施設を有しない非居住者」という。）」を「非居住者」に、「国内に恒久的施設を有しない非居住者が」を「非居住者が」に、「第二百九十一条第六項各号」を「第二百八十一条第六項各号」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に、「第二百九十一条第七項」を「第二百八十一条第七項」に、「第二百九十一条第六項及び第七項」を「第二百八十一条第六項及び第七項」に改め、同項第三号中「国内に恒久的施設を有しない」を削り、「第二百九十一条第一項第三号ロ」を「第二百八十一条第一項第四号ロ」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「国内に恒久的施設を有しない」を削る。